

# マインドはちおうじ相談支援センター計画相談作成までの流れ

- 1 **紹介者様からのご相談**
  - ・関係者様(ソーシャルワーカー、医師、看護師、デイケアスタッフ、保健師、グループホームスタッフ、居宅介護事業所スタッフ)よりお問合せ下さい。
- 2 **計画相談申込み書類の提出**
  - ・申込書類を関係者様へお送りいたします。出来上がりましたら、ご返信下さい。
  - ・ご返信いただく申込み書類は以下3枚です。
    - ①ご本人様用(様式1) ②ご紹介者様用(様式2)③主治医様用(様式3\*) ④障害福祉サービス受給者証コピー ⑤障害者手帳コピー
    - \*③主治医用(様式3)については、1年以内の自立支援医療証更新時や障害者手帳更新時の意見書や事業所提出用主治医等記入の医療情報等のコピーでも可。準備が難しい場合はご相談ください。
- 3 **①居宅等訪問** (基本情報とサービス利用に向けた聞き取り)
  - ・紹介者様と一緒に相談支援専門員が、御自宅へ訪問させていただき、生活やご病気の詳しいご様子を伺います。ご自宅訪問ではなく、ご希望があれば事業所や相談支援センターでお話を伺う事も可能です。
- 4 **福祉サービス事業所等への聞き取り等**
  - ・相談支援専門員が、利用されている福祉サービス事業所等からご利用の様子を伺います。
  - ・事業所利用をされていない方も体験参加等の様子を事業所等より伺います。
- 5 **サービス等利用計画案の作成**
  - ・利用申し込み書類、①居宅訪問で伺ったお話、福祉サービス事業所等からの聞き取りした内容を踏まえ、相談支援専門員がサービス等利用計画案を作成いたします。
- 6 **②居宅等訪問** (サービス等利用計画への署名と計画相談の契約)
  - ・相談支援専門員がご自宅等へ訪問し、出来上がりましたサービス等利用計画案をご説明をし、同意の署名をいただきます。状況によって、福祉サービス事業者等にも同席を依頼し、サービス等利用計画の説明も行います。(サービス担当者会議)
  - ・マインドはちおうじ相談支援センターとの計画相談事業の利用契約を行います。
  - ・上記手続きは、マインドはちおうじ相談支援センター事務所で行う事も可能です。
- 7 **計画相談利用申請**
  - ・ご署名いただいた、サービス等利用計画案と計画相談申請書類を自治体へ提出いたします。提出は相談支援専門員が代行します。
  - ・申請後、2週間前後で自治体より新しい福祉サービス受給者証がご自宅に郵送されます。
- 8 **計画相談スタート**
  - ・サービス等利用計画案で確認した月ごと(頻度ごと)にモニタリングを行います。
  - ・モニタリングでは、御自宅等へ訪問等を行い(簡易な場合は電話でも可)、サービス利用の状況や生活などの様子の聞き取りや基本相談を行います。必要に応じて関係機関との調整を行います。また、サービス事業者等へ利用の状況を確認し、相談支援専門員が自治体へモニタリング報告書を提出します。

ご不明な点がございましたら下記までお電話ください。  
**マインドはちおうじ相談支援センター**  
**TEL042-620-8851/FAX042-620-8852**  
**9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始・夏期はお休み)**  
 \* 面接や訪問などで不在の場合があります。  
 留守番電話にメッセージを入れていただくか、お手数ですが再度おかけ直してください。